

(広報資料)

新たな取組です！

平成30年5月28日

京都市保健福祉局

〔 担当：障害保健福祉推進室 〕
電話：222－4161

京都市視覚障害者入院時意思疎通支援事業の実施について

視覚障害者が医療機関に入院された際、院内生活や手術等に関する情報を文書等により得ることが困難で、医療従事者との意思疎通が円滑に実施できないことがあります。そのような状況を受け、京都市では意思疎通を支援する者を派遣し、代筆、代読、音声訳の意思疎通の手段を確保することによって視覚障害者の福祉の増進に資することを目的とし、視覚障害者入院時意思疎通支援事業を実施しますので、お知らせします。

記

1 開始時期

平成30年6月1日～

2 事業の実施方法

公益社団法人京都府視覚障害者協会（以下、「協会」という。）に委託して実施

3 派遣対象

市内に居住する単身の視覚障害者又はそれに準ずる方で、支援者による代筆、代読、音声訳がなければ入院生活を送ることができない方

4 派遣方法

派遣を必要とする視覚障害者本人又は家族等が、日時、場所、内容等を協会に申し込み、協会において派遣が必要と認められた場合に、支援者が派遣されます。

※派遣回数：月4回（1回1時間まで。）

5 利用者の費用負担

無料

6 申込先

京視協ガイドヘルプステーション

電話：075－463－5569

【受付時間】 午前9時～午後8時（年末・年始は除く。）

※原則、病院の面会可能な時間。ただし、必要があればその限りではない。